挨拶

光町建設審議会
会長　椎名弘

七月二日光町建設審議委員会の席上、はからずも会長の重任を負わさるることになりました。固より貫録もなく智識も貧弱且つ涸乾頗る不適切だという自省から固辞いたしたのでありますが御誠意ある席上の慫慂に甘える所もあり、又既に立てられた委員会の陣容がこの上もない堂々のものであり、事務局の精鋭、特に示された大決心の前には自ら油然と湧く大信頼があつて遂に総てを忘れてお受けした次才であります。

光町発足以来その企画運営も順調円滑に進められ着々その実績も収めていることは何人も認める所でありますが当局は今回更に一歩を進めて「より健全な」コースを選ばれ又政治的にも極めて有利なブロック参加の先鞭をつけこの審議委員会も発足させ得たのでありまして之れをややもすれば壁に突き当つたとか曲り角に来たとか申してその努力と熱意を欠き、或は自ら目のあたり相剋の途上にあるものに比すれば我が当局の明智英断は感謝と共に銘すべきものと申さねばなりません。この審議委員会は各界代表から成る十六人の委員諸君と共に町長の諸問された事項について慎重に審議いたす機関であつて今後諸多の事項がここで研究されそれから町議会で議決に移されるということになり重大なポストであります。

そしてその審議に当つては町の実情を基盤として考えることも大切であるが高所大所或いは科学的にその筋の指導、鷹奨が将来慶福の基となるという啓発も多々受けることとであろうかと思いますので、この点こそ相共に慎重に対すべきものでなければなりません。

随いまして、私共といたしこの聡性に鑑み鋭意研究に努めることを誓いますと同時に普く皆様にも一層の御関心と御協力とを切願して挨拶に代える次第であります。

農事相談室

「問」私が借りている畑一反歩を、最近地主が買つてくれといつて来ました。そして買えない場合は、返還して貰いたいと言つていますが、私も買いたいとは思いますが、資金がなくて買う事ができませんので断りました。

ところが部落の甲が地主と売買契約をするという噂があります。私はこの土地がないと困るのですが、小作人の耕作している土地を小作人に無断で売る事ができるでしょうか。亦買えない場合は、農地を返還しなければならないでしょうか

「答」農地法では農地の売買は、農業委員会を経て知事の許可をうけなければならない事になつています。

この許可を受けないで、売買しても無効ですし、亦農地の場合は、知事の許可証がなければ登記が出来ません。

殊に小作地の場合は、その農地の小作農以外の者が小作地を買う事は出来ません。

地主は小作人が信義に反する等、農地法に示された条項に該当した場合で、農業委員会を経て知事の許可を得た上でなくては小作地の取上げは出来ません。

尚貴方に買いたい希望があり単に資金に困る丈の理由でしたら、自作農維持創設資金の借入という方法もありますから、其の場合は農業委員会に相談して下さい。

水稲四万石増産達成運動と現在の作柄について

34　7　15　現在

水稲を最高度に収穫を挙げ大増産を確保しようとする生産意欲が、農家と指導者とが一体となつて栽培技術の向上、病害虫防除の完全化、肥培管理の徹底、或は土地改良事業の推進等水稲栽培上の凡ゆる面に科学的な高度の研究がなされ従来問題視されていた減収の諸欠かんを完全に補足し、化学的な進出も目覚しく生産擴充の実績はここ数年来長足の進歩を遂げつつあります。

実績の現れとして「水稲早期栽培」が全面普及されここ数年来殆んど違作なしの反収増加が特に目立つて画期的な増産可能の線が確立されたもので、今後引続いて安定した作柄が期待出来る時代が到来したものと云えましょう。

扨てこの様な生産状況からして光町は農業振興対策の基礎条件である農業経営の安定を図るには何はおいても生産性の向上にあり！と考え昭和三十四年産米の増産目標を四万石と定め、これが目的達成運動を展開し、さきの光広報で御照会申上げた通りであります。

その後の水稲の成育過程からして現在の作柄はどうであるか、更に一一一〇ヘクタール（町歩）の水稲面積から果して四万石の生産確保が成就出来るかということの見透しは出穂を開始したこのとき（七月十五日現在）まことに興味ある課題と云えましょう。

種子を蒔いて健苗の育成から植付、肥培管理、病害虫防除などの労苦の跡をたどつて見ればお判りの通り今年は平年に比べて平均氣温も高く、育苗の時期からちよいちよい夏型の天候が訪れ降雨量も割合に順調で水稲生育にとつてはむしろ恵まれ過ぎた感もあります

現在の作柄概況は一部の被害地を除いては分蘖も、草丈も、そして生育の状態は過去の実績と較べて優るとも決して劣つていない。観方によつては過去に比を見ない成績であると確信されます。

今後不慮の災害、或は病害虫の多発がない限り至難とされた四万石の増産確保は全くの夢ではなく、現実の問題として浮び上り汗と努力の結晶はやがて黄金の波打つ稔りの秋の訪れを心から念願し、待望されます

現在迄は自然的条件に恵まれ、努力の結晶がこの様な成績を示しているとは云え、今後思いやられることは氣象的災害は別として各種の病害虫の多発がどうかという点であり最近の警報にも「これから穂首いもちが全国的に蔓延する惧れあり」と報じているので嚴に細心の注意と適切な防除を行うべきで、要は被害による減収を最少限度に喰い止める損害防止対策の実現に全力を盡すことを勧奨いたします。

子供の交通安全六ヶ条

一、右側をあるきましよう
二、信号のないところで横断するときは左右をよくみて安全を確めまつすぐにわたりましよう。
三、道路であそんでいて自動車にひかれるお子さんが非常に多いので道路で遊ばないように
四、雨の日は特に注意しおりてる遮断機をくぐつては大変なことになります
五、朝の注意が大變役に立ちます。時間の余裕をとつて学校へ
六、道ではいつもお子さんから目をはなさないで一寸した油断から大へんなことになります

（光・交通安全協会）

穂くびイモチ病大発生か！

光農業改良普及事務所

苗代の時から、大發生した、イモチ病菌は、今度穂の出てくるのを狙つています。十本の穂で一本ほくびイモチ病になると、十アール（一反歩）で三斗の減収、光町全体で、三、四〇〇〇石の大減収になります。穂が死んでから、どんな薬を使つてもムダです。手遅れにならないうちに防除しましよう。

(一)どんな病氣か

穂くびが黒くなつて、ここから折れたり、白穂になる。また白穂にならないまでも、モミの実入りが悪い。

(二)薬は何回かけるか。

葉にイモチ病が多く出た田、附近にイモチ病が発生している所、チッソが多く葉の色が濃く軟かい稲等は二回行い、普通は一回で良い。

(三)薬をかける時期

二回かける時…一回目は穂の出る七日位前（穂がふくらんできた頃）二回目は穂が揃つて十日位後です。

一回かける時：穂が揃つて七日～十日位してから、

(四)どんな薬をかけるか

セレサン石灰、メル粉剤水銀粉剤、等を一〇アール（一反歩）三kg位かける。（一袋）

(五)その他の注意

〇、粉剤は稲の花が咲く九時～午後四時までかけないこと。

〇、田の水は穂が出て二〇日位は大切にすること。

獣魂まつる

東陽屠場の慰霊祭

恒例の東陽と場の獣魂祭は、六月二十三日午前十時折柄煙るが如き梅雨の中を深田町長、町議会議員及有志、業者四十名、来賓八日市場保健所長等八十名参会の許に挙行された

昭和三十三年度に同と場で取扱はれた数は、

豚	二四四五頭
牛	一二〇頭
馬	三四頭
犢	六〇〇頭
山羊	一九九〇頭
緬羊	一八頭
計	二七二〇七頭

である。

役場の人事異動

七月一日附で役場の人事異動が行はれた。

総務課庶務、行方留（旧保険課）同統計、飯島栄（保険課）同戸籍、西沢豊彦（農委事務局）保険課厚生、大木正男（総務課）同保険、伊沢輝（総務課）同保険、花沢平（税務課）同衛生、加瀬正男（税務課）産業課配給、藤代敏子（総務課）農業委員会事務局、大木喜義（白浜出張所）同、吉田忠二（白浜出張所）税務課評価、越川義一（産業課）同賦課、国井信夫（保険課）教育委員会事務局、杉山まさ（日吉出張所）日吉出張所出納、青柳政子（教育委員会事務局）白浜出張所主任、小川藤衛（農業委員会事務局）同戸籍、大木馨（保険課）

「畑地、水田、山野をくまなく利用して自給飼料を増産しましよう」

今年、も秋、の飼料作物の種子の播種時期が近づいて参りました。飼料作物は、穀類や野菜と異なり、非常に廣範囲に栽培が出来るもので、作ろうと思えばあらゆるところに作りうるのが飼料作物だと言つても過言でありません。

間混作、裏作、畦畔、傾斜地、樹園地、野草等を有効に活用し優良な飼料を生産自給することこそ、酪農経営合理化への近道です。皆さんの周囲を見渡してみると次のように沢山の飼料生産場所が見出されます

- 畑地
  - 輪作内採草地…牧草
  - 輪作内放牧地…牧草
  - 裏作…青刈類と牧草
  - 飼料専用畑…青刈類と一部収草
- 水田
  - 裏作……青刈類と一部収草
  - 畦畔……収草
- 樹園地
  - 果樹園……青刈類と一部収草
  - 桑園……収草
- 山野
  - 野草地
  - 林地
  - 河川敷、提塘
  - 傾斜地
  - 収草

では、このように広い範囲に亘つて栽培できる飼料作物は、実際に、どのように作付けし、どのように利用したらよいでしょうか、皆さんと共に考え、又年々その栽培技術の向上を計りたいものです。

「国民年金法」のあらまし

いよいよ国民年金制度が実現します。国民年金には掛金を掛ける年金と掛けない年金（無拠出制）の二種類があります。拠出制年金は満二〇才から五九才までで保険料を拠出して六五才になつたら年金を受給出来る制度であります。その拠出制年金を分けて、1老令年金　2障害年金　3母子年金　4遺児年金　5寡婦年金と五種類ありそれぞれ規定の年金額が支給されます。而しこの拠出制の年金は昭和三十六年四月一日より実施でありますのでこの程度で省略致して本年十月一日より支給される無拠出制の年金について説明します。

無拠出制の年金は拠出制の年金の支給が受けられない者に対して全額国費をもつて　1老令年金　2障害年金　3母子年金の三種類に分けて年金が支給されます。之を福祉年金（特別支給）といいます。

それでは福祉年金はどのような者が受けられるのかそのあらましは次のとおりであります。

福祉年金（特別支給）

種類	年金額	受給資格その他
老令年金	月額 1,000円	①昭34.11.1現在70才以上の者 ②昭34.11.1において70才未満で昭36.4.1に50才を超える者にはその年令が70才に達したとき
障害年金	月額 1,500円	障害の状況が法令のに定める程度以上の者 （例えば両眼の視力の和が 0.04以下のもの等）
母子年金	月額 1,000円	夫と死別した妻が昭34.11.1において20才以上で16才未満の子のいる母子世帯で25才以上の子のいない世帯
支給月	毎年1月 5月 9月	但し34年分は一括して35年の3月とする
支給制限 その他	現行公的年金（例えば恩給法　厚生年金保険法〕受給者　町民税納付者　所得税納税者の配偶者及び世帯所得50万円以上のもの 死亡したとき 日本国民でなくなつた時	

この福祉年金は受給資格者の請求により一ヶ年分の年金を三回に分けて支給されます。請求書の提出時期については別にお知らせ致します。

尚詳細について知りたい方は役場保険課でお尋ね下さい。

（年金係より）

昭和三十四年度農山漁村青年研修生の募集について

県は、新しい村造りを推進するための実際的知識と技術の習得を目的として本年度も農村漁村青年研修生の募集を行つています。光町も昨年は八名の研修生がそれぞれ充実した有意義な研修生活を送り帰町している。産業振興及び郷土発展のために大いにこの好機を利用される事が望ましいことと思われます。研修科目は、土地調査研修、技術研修に種別されて居り、土壌水稲、畜産、畑作の各部門について、期間は八月三十一日から一月三十日迄の間に十日間宛の講習となります。

その他詳細な点については、役場産業課及び教育委員会の事務局で御問合せの上希望者は奮つて応募して下さい。

〝編集後記〟

水稲の豊作がうたわれて四年、豊年が豊年でないとさえいわれて来ました。時代の発展、技術の進歩、耕種の改善で八千万石が平年作となりつつある今日、「ひかり」もいつまでも鼻をかまれる広報ではいられないと編集部一同努力を続けてはおりますが……